



国土交通省

東北運輸局プレスリリース

平成23年4月20日
東北運輸局災害対策本部

被災自動車に関する『よくある相談集』をまとめました！

東北運輸局では、4月7日から、自動車が津波に流されるなどの被害に遭われた方に対して、各避難所等で、自動車諸手続の相談や自動車の無料点検を行う『移動自動車相談所』を開設してきました。

今般、これまでに被災者の皆様より頂いたご相談から主な相談内容を取りまとめ、『移動自動車相談所』に来たくても来られない被災者の皆様等、より多くの皆様に対応できるよう、『よくあるご相談集』を作成し、国土交通省のホームページに掲載することとしましたので、お知らせ致します。

また、この相談集については、今後適宜更新し、各避難所等にもお知らせすることを予定しています。

別紙1：これまでの相談状況

別紙2：被災自動車に関するよくある相談集

別紙3：今後の『移動自動車相談所』の開設予定

※今後とも、各自治体、被災者の皆様方の要望、要請等を踏まえ開催することとしております。

〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1 第4合同庁舎

《問い合わせ先》

東北運輸局自動車技術安全部 整備・保安課

太田、八巻

電話：022-791-7534

《各運輸支局問い合わせ先》

岩手運輸支局 019-637-2912

宮城運輸支局 022-235-2513

福島運輸支局 024-546-0342

東北運輸局「移動自動車相談所」相談事案集計表(4月7日～4月19日)

相談事案		件数	
(登録関係) 自動車手続き)	流出・損壊・行方不明等による抹消の相談	1,266	
	車庫証明・印鑑証明等に関わる相談	17	小計
	登録関係その他	40	1,323
自動車税関係(市町村税を含む)		1,086	
(整備関係) 自動車の安全)	津波により海水に浸った車両に関する相談	104	
	点検及び整備に関する相談(工場照会含む)	24	
	故障自動車の修理費用	4	小計
	整備関係その他	17	149
車検の有効期間関係		67	
その他(任意保険に係る相談等)		116	
のべ相談件計		2,741	
相談者総数		1,561	
無料点検台数		86	

被災自動車に関する『よくあるご相談集』

1. 流出・損壊・行方不明等による永久抹消の相談

- 1-1 被災自動車の廃車手続(永久抹消登録)は、どのように行えばよいのか。
- 1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。
- 1-3 被災自動車の自賠償保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

2. 自動車関係税制

- 2-1 被災自動車の自動車税(軽自動車税)は、課税されるのか。
- 2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

3. 津波により海水に浸った車両に関する相談

- 3-1 津波で浸水した自動車をそのままの状態で使用することができるか。

4. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

- 4-1 車検伸長について

問い合わせ先(電話番号)

岩手運輸支局 (019-637-2912)

宮城運輸支局 (022-235-2513)

福島運輸支局 (024-546-0342)

東北運輸局自動車技術安全部整備・保安課 (022-791-7534)

1. 流出・損壊・行方不明等による永久抹消の相談

1-1 被災自動車の廃車手続(永久抹消登録)は、どのように行えばよいのか。

1. 通常の永久抹消登録手続の際には、申請書、ナンバープレート2枚、自動車検査証、所有者の印鑑登録証明書、所有者の実印及び罹災証明書を準備していただく必要がありますが、今回の震災により、準備できない場合は、下表の特例的な取扱いを行っております。
2. 現在、被災自動車に関する自動車重量税や自動車税の税制上の負担軽減措置を盛り込んだ特例措置に関する法案が、国会に提出されております。法案等によれば、震災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、既に納付された自動車重量税のうち、平成23年3月11日から自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの期間に相当する金額を、当該被災自動車の所有者に還付するとされています。

想定される状況	特例措置
自動車登録番号、車台番号が分からない	申請者からの情報、納税証明書等により自動車登録番号又は車台番号のいずれかが分かり、自動車を特定できれば、申請書を受理する。
印鑑登録証明書が取得困難、実印を紛失	次の書面の提出及び提示をもって代える。 ①所有者本人からの申請の場合 所有者の署名及び本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等) ②代理人による申請の場合 所有者が署名した委任状及び所有者の本人確認書面の写し並びに代理人の本人確認書面 (登録事項等証明書交付請求の際に求める身分証明書:免許証等)
原因を証する書面(罹災証明書)の入手が困難	申請人の申立書をもって罹災証明書に代える。 なお、被災地域以外において登録されている自動車に係る申請については、震災時に当該地域に所在していたことが分かる具体的な説明の記載を求める。

※ナンバープレート及び自動車検査証については、お持ちの方は手続の際、持参してください。

1-2 被災自動車の廃棄は、どのように行えばよいのか。

1. 自動車を自ら保管している場合には、引取・解体業者へ引き渡し、処分を依頼してください。
2. 被災自動車は、所有者等による保管が可能な場合を除き、ひとまず自治体が集めて保管します。
3. 被災自動車を保管した自治体が、所有者の意思を確認して処分を委ねられた場合は、当該自動車を引取業者に引き渡し処分する予定です。

1-3 被災自動車の自賠責保険料は、震災の日に遡って返還してくれるのか。

1. 今回の震災で被災した自動車に係る自賠責保険料は、保険証明書など関係書類が失われていても、罹災届出受理証明書等を取り寄せた上で、保険会社に保険解約の手続きをしていただければ、震災の日に遡って日割りで返還されます。詳しくは保険会社にご相談ください。
2. 加入した保険会社が分からない場合は、手続きした整備工場やディーラー等へご相談ください。

2. 自動車関係税制

2-1 被災自動車の自動車税(軽自動車税)は、課税されるのか。

1. 通常、管轄する運輸支局等で抹消登録等の廃車手続を行うと自動車税(軽自動車については軽自動車税)が課税されない仕組みとなっております。
2. 今回の震災を受け、被災自動車をはじめ、課税客体となる自動車の状況を把握し、適切に自動車税を課税するため、納期限の延長(課税の延期)などの特例的取扱いを行っている県があります。
3. 詳細については、県(軽自動車税は市町村)の税務担当にご相談ください。
4. なお、上記の納期限の延長等がなされている場合には、廃車手続を急ぐ必要はありませんので、生活が落ち着いてからで結構です。

2-2 被災自動車の自動車重量税は、還付されるのか。

1. 現在の制度では、自動車リサイクル法に基づいて解体された自動車に限り、自動車検査証の有効期間の残存状況に応じて支払った税金の一部が還付されます。
2. なお、上記以外の震災対応の自動車重量税の特例措置については、現在、法案が国会に提出されているところです。法案等によれば、震災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、既に納付された自動車重量税のうち、平成23年3月11日から自動車検査証に記載された有効期間の満了する日までの期間に相当する金額を、当該被災自動車の所有者に還付するとされています。

3. 津波により海水に浸った車両に関する相談

3-1 津波で浸水した自動車をそのままの状態で使用することができるか。

浸水した状況にもよりますが、一度海水が浸水した場合は非常に危険ですので、整備工場で点検を受けて頂くことをおすすめします。最寄りの整備工場がわからない場合は、以下に記載する各自動車整備振興会にお問い合わせください。

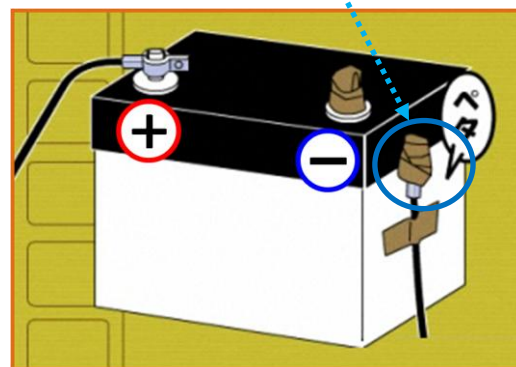
津波で浸水した自動車の専用窓口問い合わせ先一覧

東 北 運 輸 局 管 内	社団法人 青森県自動車整備振興会 〒030-0843 青森市大字浜田字豊田 129-12 TEL:017-739-1801 FAX:017-739-1355 URL: http://www.oasis-aomori.or.jp/
	社団法人 岩手県自動車整備振興会 〒020-0891 紫波郡矢巾町流通センター南 2-8-3 TEL:019-637-2882 FAX:019-637-1674 URL: http://www.ginga.or.jp/~car/
	社団法人 宮城県自動車整備振興会 〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 4-1-32 TEL:022-236-3323 FAX:022-236-3324 URL: http://www.oasis-miyagi.or.jp/
	社団法人 福島県自動車整備振興会 〒960-8165 福島市吉倉字吉田 5 TEL:024-546-3451 FAX:024-546-3437 URL: http://www.jaspa-fukushima.or.jp/

津波により海水に浸った車両のユーザーの方へ

津波により海水に浸った車両は、外観上問題がなさそうな状態でも、海水の塩分が原因となって、**電気系統のショート等により、車両火災が発生するおそれ**がありますので、以下のように対処して下さい。

1. 自分でエンジンをかけない。
2. 使用したい場合には、お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場にご相談下さい。
特に、ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)は、高電圧のバッテリーを搭載していますので、むやみに触らないで下さい。
3. なお、使用するまでの間、発火するおそれがありますのでバッテリーの**マイナス側のターミナル**を外して下さい。



※ 外したターミナルがバッテリーと接触しないような措置（テープなどで覆う）をして下さい。

お買い求めの販売店もしくは、最寄りの整備工場が不明な場合は、前記の専用窓口にご相談下さい。

(注) JAF〔(社)日本自動車連盟〕及びJAMA〔一般社団法人日本自動車工業会〕のHPにおいて、同様の注意喚起がされておりますので、ご参照下さい。

・ JAF の HP : http://www.jaf.or.jp/profile/news/file/2010_45.htm

・ JAMA の HP : <http://www.anzen-unten.com/home/trouble/tr03.html>

東北運輸局自動車技術安全部

4. 車検関係(有効期間の伸長)に関する相談

4-1 車検伸長について

1. 車検の有効期間が過ぎている自動車は、公道を走行することはできません。
2. ただし、今回の震災により車検を受けることが困難な方が多いことから、
 - ・青森県の八戸市及びおいらせ町、岩手県全域、宮城県全域、福島県全域に使用の本拠を有する自動車については、3月11日～5月10日までの有効期限が5月11日まで
 - ・関東地方のうち、茨城県の水戸市、日立市、ひたちなか市、高萩市、北茨城市、常陸太田市、常陸大宮市、笠間市、鹿嶋市、潮来市、那珂市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、大子町、城里町、茨城町、大洗町、東海村及び千葉県旭市に使用の本拠を有する自動車については、3月11日～5月10日までの有効期限が5月11日まで伸長されています。
3. なお青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県において救助、災害復旧、物資輸送等に使用されている自動車についても同様に伸長されます。
4. また、有効期間伸長の適用を受けた自動車の自動車損害賠償責任保険(共済)の契約期間については、伸長された期間内の継続検査を申請する時まで契約すれば良いこととなります。

今後の「移動自動車相談所」開催予定場所一覧表

別紙 3

開催日程	開催時間	県別	市町村	開催場所
4月21日(木)	10:00~12:00	宮城	仙台市若林区	七郷市民センター避難所 ※3
4月21日(木)	13:30~15:30	宮城	仙台市若林区	六郷市民センター避難所 ※3
4月21日(木)	10:00~15:00	福島	会津若松市	会津若松市文化センター ※3

※1 開催日時・場所等が決定次第、随時開催情報を追加いたします。

※2 上記スケジュール等は、状況によって事前の予告なく変わり得ますので、あらかじめご了解ください。

※3 印を付した開催場所では、車の無料点検はありません。

東北地方における 問い合わせ先	岩手運輸支局	019-637-2912
	宮城運輸支局	022-235-2513
	福島運輸支局	024-546-0342
	東北運輸局 整備保安課	022-791-7534